

# 令和2年度第2回平塚市国民健康保険運営協議会

## 次 第

日 時 令和2年11月12日（木）

午後2時00分～午後4時

場 所 平塚市役所本館3階303会議室

1 開 会

2 議 題

（1）令和3年度の税率決定に関する諸課題

（2）令和3年度（仮）納付金・国保標準税率

3 その他

4 閉 会

## 税制改正に伴う軽減判定の見直しについて

平成30年度税制改正により、令和3年度から給与所得控除・公的年金等控除（以下「給与所得控除等」という。）が10万円引き下げられるとともに、基礎控除が10万円引き上げられます。

国保制度においては、地方税法の規定を引用している部分があるため、保険税の軽減判定に用いる「総所得金額等」や、所得割の算定に用いる「旧ただし書所得」等が影響を受けることとなります。

### 保険税軽減判定基準額に係る見直し

- 低所得世帯に対する国民健康保険の保険税の負担を軽減するため、世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の総所得金額等が一定額以下の場合に、保険税のうち応益割（均等割額及び世帯別平等割額）に係る部分について、その額の7割、5割又は2割を軽減する措置を講じています。
- 一定の給与所得者等が2人以上いる世帯については、平成30年度税制改正後、当人の担税力に変化がない場合でも、保険税軽減措置に該当しなくなる場合があることから、その影響を遮断するため、軽減判定基準において、軽減判定所得の算定時における基礎控除額相当分の基準額を43万円（現行：33万円）に引き上げるとともに、10万円に、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数を乗じて得た金額を加えることとなります。

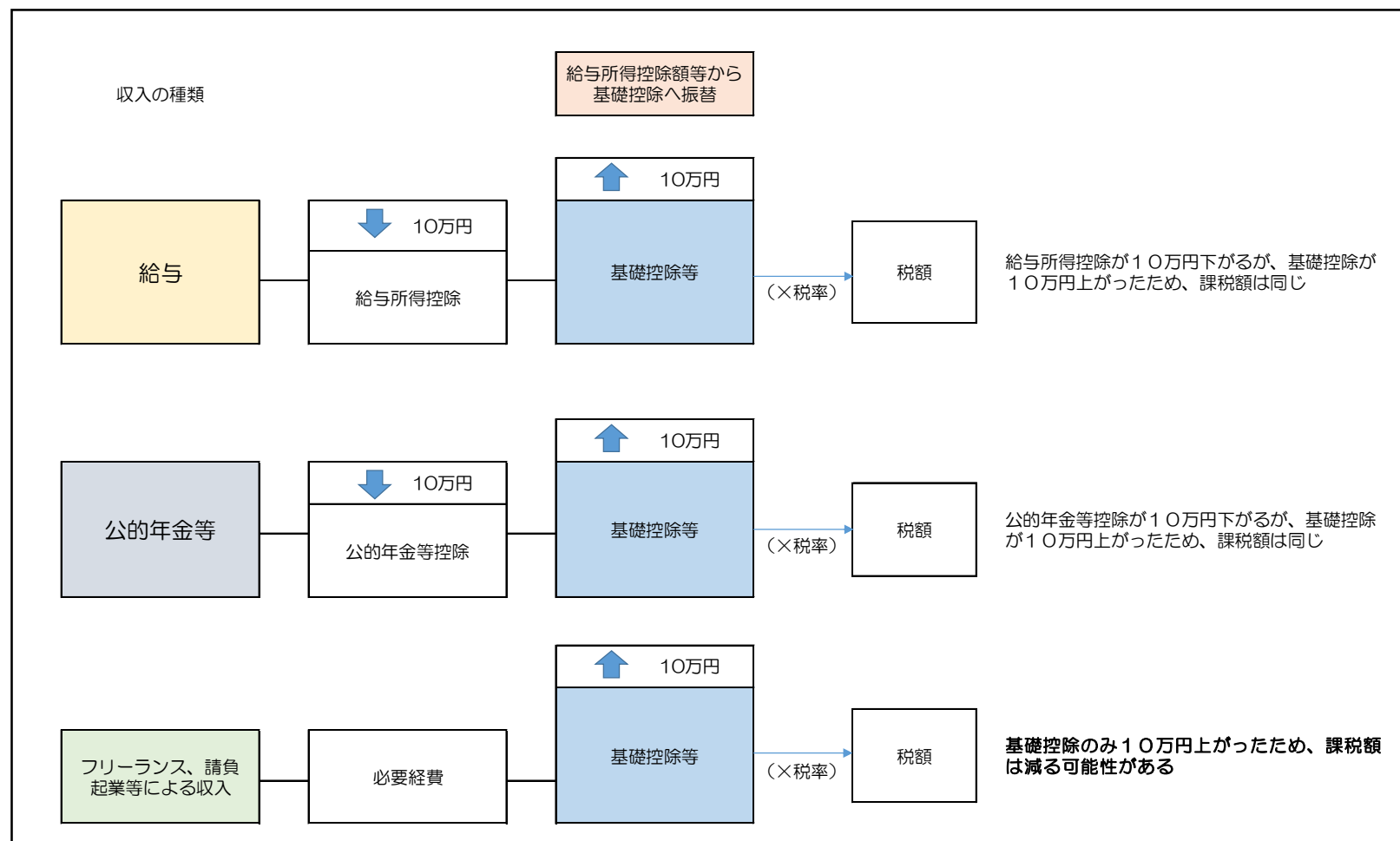
【現行】	➡	【改正案】
7割軽減基準額：基礎控除額（33万円）		7割軽減基準額：基礎控除額（43万円） +（給与所得者等の数-1）×10万円
5割軽減基準額：基礎控除額（33万円） + 28.5万円×被保険者数		5割軽減基準額：基礎控除額（43万円） +（給与所得者等の数-1）×10万円 + 28.5万円×被保険者数
2割軽減基準額：基礎控除額（33万円） + 52万円×被保険者数		2割軽減基準額：基礎控除額（43万円） +（給与所得者等の数-1）×10万円 + 52万円×被保険者数

国民健康保険税の減収要因となり、厚生労働省の試算によると、所得割の減収分は、1人当たりでは800円程度となり、本市では、全体で約4,500万円と見込まれます。

影響の度合いは、事業収入者の割合などによって市町村ごとに異なり、減収を見越した国民健康保険税の設定など、適切な対応が求められます。

## 税制改正に伴う国民健康保険税への影響について

働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引下げ、どのような所得でも適用される基礎控除の控除額が10万円引き上げられることになりました。



基礎控除等が10万円増加したので、給与収入・公的年金収入の場合には影響はありませんが、事業収入の場合は、基礎控除等の増加だけが適用されるため、所得割額は下がります。そのため、事業収入だけの場合は、保険税が下がる可能性があります。

## 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和２年４月７日閣議決定）において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う」とされたことを踏まえ、本市でも令和２年６月より、国民健康保険税の減免のための申請を受け付けています。

### ○減免対象

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者が死亡や重篤な傷病を負った世帯
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入が減少した世帯

### ○減免の対象期間

新型コロナウイルスの影響が現れたと思われる令和２年２月末、３月末納期の令和元年度９期、１０期分から令和２年度分である令和３年３月３１日の期間（令和２年度１期～１０期）に該当する全ての保険税額となっています。

令和２年９月末で審査が終了している新型コロナウイルスの影響による減免の承認件数は 140 件で、減免金額は、平成 31 年度分が 4,810,800 円、令和 2 年度分が 29,103,100 円となっており、合計で **33,913,900 円** となっています。承認件数と減免金額は今後増えていくこととなりますが、新型コロナウイルス感染症による令和 2 年度国民健康保険税の収納額への影響については、不明となっております。

### ○令和 3 年度への影響

減免分については、国からの交付金で補てんされることになっていますが、具体的な日程等は不明な点があり、令和 3 年度に影響する可能性があります。令和 3 年度も同様の減免が考えられ、国からの交付金の有無により、大きな影響が見込まれます。

## 多子世帯や子育て世帯への国保税の減免措置について

近年、子育て支援施策の一環として、国民健康保険に加入している子育て世帯を対象に子どもにかかる国民健康保険税均等割の減免などを実施している自治体があります。均等割額は、世帯の被保険者数に応じて決まり、人数が多くいるほど増える仕組みとなっています。

### ○神奈川県内の対応

#### 【大井町】

- ・18歳以下の子どもの「均等割額」を無条件で免除する。

令和元年度の試算で、1人当たり最大で年2万5千円の負担減を見込んでいました。

#### 【中井町】

- ・18歳以下の被保険者が3人以上いる世帯に、3人目以降の子どもの均等割額を全額免除する。

制度が始まる2019年当時では、13世帯15人が対象となり、減免総額42万円を見込んでいました。

### ○全国の対応

#### 【東京都東大和市】【埼玉県ふじみ野市】など

- ・18歳以下の被保険者が3人以上いる世帯に、3人目以降の子どもの均等割額を全額免除する。

### ○国の動向

国民健康保険税の均等割の在り方は、平成30年10月から11月にかけて国が開催した国民健康保険基盤強化協議会においても協議されていましたが、現在も結論は出ていません。

### ○本市の試算

同様の支援策（18歳未満の3人目以降の子どもの均等割額を全額免除）を実施した場合の試算をすると、令和2年のデータでは、18歳以下の子どもが3人以上いる世帯は403世帯となっております。各世帯の子どもの人数は、表のとおりとなっております。令和2年度の均等割額（35,270円）で計算すると、減免額は**19,645,390円**となります。

人数	世帯数	計算式	減免額
3人	305世帯	1人 × 305世帯 × 35,270円	10,757,350円
4人	67世帯	2人 × 67世帯 × 35,270円	4,726,180円
5人	19世帯	3人 × 19世帯 × 35,270円	2,010,390円
6人	7世帯	4人 × 7世帯 × 35,270円	987,560円
7人	2世帯	5人 × 2世帯 × 35,270円	352,700円
8人	1世帯	6人 × 1世帯 × 35,270円	211,620円
10人	1世帯	8人 × 1世帯 × 35,270円	282,160円
11人	1世帯	9人 × 1世帯 × 35,270円	317,430円
合計	403世帯		19,645,390円

### 課題

- ①他の健康保険の加入者や国保に加入している他の被保険者との負担のバランス
- ②減免額の財源
- ③国保標準システムの対応

上記のような課題があると考えられ、国の動向や県内外の他自治体の取組などを注視している状況です。

## 仮係数に基づく令和３年度の納付金・標準保険税率

令和３年度平塚市国民健康保険特別会計当初予算編成の基礎の一つとなる、仮係数に基づいた納付金・標準保険税率が示されませんでしたので、考え方を説明します。

### 今後の対応

仮係数に基づいた納付金・標準保険税率を基に、保険税率などを決定し、令和３年度平塚市国民健康保険特別会計当初予算案を編成します。

令和３年１月に県から示される、本係数に基づく納付金・標準保険税率が仮係数に基づいた内容と同等か下回る場合は、当初予算案はそのまま２月議会に上程し、差分については、その後の補正予算で調整します。大きく上回る場合は、当初予算案の再編成を検討します。

いずれの場合も、次回の国民健康保険運営協議会で当初予算案を説明し、保険税率については諮問します。

### 納付金

納付金は、医療費水準や所得水準を考慮して決められます。市町村ごとの国保事業費納付金を都道府県が決定し、各市町村は都道府県に納付します。都道府県は、国民健康保険財政の「入り」を管理できます。

市国民健康保険特別会計当初予算案では、歳出の国民健康保険納付金として、提示された額を計上します。

### 標準保険税率

都道府県が市町村ごとの標準保険税率を示すことにより、標準的な住民負担の見える化が図られ、将来的に保険税負担の平準化が進められます。

平塚市では、この標準保険税率を参考に、令和３年度の保険税率を決定します。

## 仮係数に基づいた国保事業費納付金の比較

※一般分と退職分の内訳は現時点で示されていない

### 1 前年度仮係数(≒現年度当初予算)との比較

種類	単位	3	2	前年差	前年比
総額	円		7,218,232,033	-7,218,232,033	-100.00%
医療分	円		4,923,752,141	-4,923,752,141	-100.00%
一般分	円		4,922,606,562	-4,922,606,562	-100.00%
退職分	円		1,145,579	-1,145,579	-100.00%
後期分	円		1,658,852,383	-1,658,852,383	-100.00%
一般分	円		1,658,580,330	-1,658,580,330	-100.00%
退職分	円		272,053	-272,053	-100.00%
介護分	円		635,627,509	-635,627,509	-100.00%

介護分は一般分と退職分の合算

### 2 前年度本係数(≒現年度9月補正予算)との比較

種類	単位	3	2本	前年差	前年比
総額	円	0	7,176,553,881	-7,176,553,881	-100.00%
医療分	円	0	4,857,149,097	-4,857,149,097	-100.00%
一般分	円	0	4,855,986,916	-4,855,986,916	-100.00%
退職分	円	0	1,162,181	-1,162,181	-100.00%
後期分	円	0	1,699,413,334	-1,699,413,334	-100.00%
一般分	円	0	1,699,141,488	-1,699,141,488	-100.00%
退職分	円	0	271,846	-271,846	-100.00%
介護分	円	0	619,991,450	-619,991,450	-100.00%

## 参考

### 前年度の仮係数と本係数の差

種類	単位	2本	2仮	差	比
総額	円	7,176,553,881	7,218,232,033	-41,678,152	-0.58%
医療分	円	4,857,149,097	4,923,752,141	-66,603,044	-1.35%
一般分	円	4,855,986,916	4,922,606,562	-66,619,646	-1.35%
退職分	円	1,162,181	1,145,579	16,602	1.45%
後期分	円	1,699,413,334	1,658,852,383	40,560,951	2.45%
一般分	円	1,699,141,488	1,658,580,330	40,561,158	2.45%
退職分	円	271,846	272,053	-207	-0.08%
介護分	円	619,991,450	635,627,509	-15,636,059	-2.46%

### 診療報酬改定の影響

仮係数では、改定の影響は含まれない見込み。

参考

令和2年度 標準保険料率(市町村算定方式)(仮係数)

<b>必要な保険料総額</b> (単位:千円)	医療分 4,420,479	後期支援分 1,638,702	介護分 612,978	被保険者 55,831 人
<b>標準収納率</b>	医療分 90.28%	後期支援分 90.28%	介護分 90.28%	所得総額 36,429 百万円
<b>賦課割合</b>	応能割 54	応益割 46	均等割 32.2 70.0%	平等割 13.8 30.0%
<b>(参考) 31年度現在値</b>	所得割税率	均等割額 (被保険者割)	平等割額 (世帯数割)	
基礎課税額	5.95%	25,330円	19,090円	44,420円
後期課税額	2.23%	9,380円	7,080円	16,460円
介護納付金課税額	2.39%	12,380円	6,100円	18,480円
	10.57%	47,090円	32,270円	79,360円
<b>令和2年度 標準保険料率</b>	所得割税率	均等割額 (被保険者割)	平等割額 (世帯数割)	
基礎課税額	6.44%	26,397円	17,688円	44,085円
後期課税額	2.43%	9,810円	6,573円	16,383円
介護納付金課税額	2.31%	11,891円	5,934円	17,825円
	11.18%	48,098円	30,195円	78,293円
<b>現在値との差 (R2標準保険料率-現在)</b>	所得割税率	均等割額 (被保険者割)	平等割額 (世帯数割)	
基礎課税額	0.49%	1,067円	-1,402円	-335円
後期課税額	0.20%	430円	-507円	-77円
介護納付金課税額	-0.08%	-489円	-166円	-655円
	0.61%	1,008円	-2,075円	-1,067円

平成31年度 標準保険料率(市町村算定方式)(仮係数)

<b>必要な保険料総額の差異(R2 - H31)</b>			
単位:千円	医療分	後期支援分	介護分
	33,182	120,562	23,715
<b>被保険者・所得総額の差異(R2 - H31)</b>			
被保険者	単位	所得総額	単位
-1,084 人		-3,441 百万円	

<b>必要な保険料総額</b> (単位:千円)	医療分 4,387,297	後期支援分 1,518,140	介護分 589,263	被保険者 56,915 人
<b>標準収納率</b>	医療分 89.64%	後期支援分 89.64%	介護分 89.64%	所得総額 39,870 百万円
<b>賦課割合</b>	応能割 53	応益割 47	均等割 32.2 68.51%	平等割 14.8 31.49%
<b>(参考) 31年度現在値</b>	所得割税率	均等割額 (被保険者割)	平等割額 (世帯数割)	
基礎課税額	5.95%	25,330円	19,090円	44,420円
後期課税額	2.23%	9,380円	7,080円	16,460円
介護納付金課税額	2.39%	12,380円	6,100円	18,480円
	10.57%	47,090円	32,270円	79,360円
<b>平成31年度 標準保険料率</b>	所得割税率	均等割額 (被保険者割)	平等割額 (世帯数割)	
基礎課税額	6.26%	26,635円	20,080円	46,715円
後期課税額	2.23%	9,389円	7,079円	16,468円
介護納付金課税額	2.19%	11,359円	5,600円	16,959円
	10.68%	47,383円	32,759円	80,142円
<b>現在値との差 (31標準保険料率-現在)</b>	所得割税率	均等割額 (被保険者割)	平等割額 (世帯数割)	
基礎課税額	0.31%	1,305円	990円	2,295円
後期課税額	0.00%	9円	-1円	8円
介護納付金課税額	-0.20%	-1,021円	-500円	-1,521円
	0.11%	293円	489円	782円

<b>2年度標準保険料率と31年度標準保険料率の差異</b> 【2年度標準保険料率-31年度標準保険料率】			
所得割税率	均等割額	平等割額	
0.18%	-238	-2,392	-2,630円
0.20%	421	-506	-85円
0.12%	532	334	866円
0.50%	715円	-2,564円	-1,849円